

江差町教育推進計画

平成28年度～32年度

江差の教育を進めるために



江 差 町 民 憲 章 （昭和53年7月1日制定）

わたしたちは、追分のまち、北海道の心のふるさと江差に住む町民です。

美しい自然と先人の偉業や郷土愛を受けつぎ、町民としての誇りと責任を自覚し、健康で明るく住みよいまちにするために、この町民憲章を定めます。

- 1 自然を生かす きれいなまち 江差
- 1 健康で働く たくましいまち 江差
- 1 親切で助け合う あたたかいまち 江差
- 1 文化を高める ゆたかなまち 江差
- 1 明日をひらく のびゆくまち 江差

平成28年4月
江差町教育委員会

江 差 町 沿 革

明 治 2 年 8 月 北海道開拓使に属す
明 治 3 年 7 月 函館県、9 月弘前県に合併、11 月青森県に属す
明 治 5 年 4 月 江差に戸長役場を置く
明 治 11 年 4 月 泊村に戸長役場を置く
明 治 33 年 7 月 江差に 1 級町村制を施行、26 町 1 村を合併して
江差町となる
明 治 39 年 2 月 泊村に 2 級町村制を施行
昭 和 30 年 2 月 江差町と泊村が合併して江差町を設置

位 置	東経 140° 13"	北緯 41° 57"
広 ぼう	東西 10 km	南北 17 km
面 積	109.57 km ²	
町 花	ハマナス	
町 木	ヒノキアスナロ	

は じ め に

昨今の国際情勢や国内社会の目まぐるしい変化は止まるところを知らず、それぞれが様々な困難・課題を抱えながらも複雑に絡み合って大きな影響を及ぼし、本町においても「対岸の火」ではないことを思うとき、先行き不透明な時代に生きていることを実感します。

世の中、全体が拡大化され、スピードアップ化された新しい時代を迎え、江差町の輝ける明日のまちづくりを創り上げていくためには、人づくりを直接担う教育の役割は計り知れないほど大きいものがあると考えております。

本町は、全国的に有名な江差追分をはじめ、恵まれた自然や歴史・文化という固有の財産を有し、代々、先人の偉業や他の追従を許さない郷土愛を受け継ぎ、伝承するという江差人の素晴らしい特性があります。

この財産・特性を公教育に生かし、ふるさと「えさし」の教育を享受する子どもたちや町民の一人一人が生涯にわたって学び続けることで、それぞれの成長はもとより、まちづくりに貢献する人材の育成が大きな課題であります。

このような状況の中、約60年ぶりに改正された教育基本法においては、教育振興基本計画の策定等が努力目標として設定されております。こうした時代の流れに沿い、このたび江差町教育委員会といたしましては、意図的・計画的・継続的な教育行政を推進するため、23年度から27年度の教育推進計画を見直し、幼稚園・小中学校教育と社会教育の調和を図った平成28年度からの新たな「江差町教育推進計画」を策定しました。

「江差町教育推進計画」(江差の教育を進めるために)につきましては、第5次江差町総合計画の理念を生かしながら、江差町民憲章や江差町教育目標の具現化を図るため、教育活動全般にわたる推進の道標となるものであります。

終わりに、本計画の策定にあたりましては、社会教育委員をはじめ、江差町校長会など社会教育や学校教育等の関係機関・団体のご支援ご協力を賜りましたことに深甚なる感謝とお礼を申し上げます。この後、本計画を拠り所として生涯学習のまち「えさしづくり」目指し、真摯に努力を重ねていく所存でありますので、関係各位の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 4 月

江差町教育委員会

教育長 新 木 秀 幸

江差町教育推進計画（江差の教育を進めるために）目次

○はじめに

☆江差町教育推進計画の基本的考え方

1. 計画策定の位置づけ・・・・・・・・・・-1-
2. 計画期間・・・・・・・・・・-1-
3. 江差町教育目標について・・・・・・・・・・-2-
4. 推進計画期間中のテーマについて・・・・・・・・・・-2-
5. 江差町教育推進計画の体系・・・・・・・・・・-3-

☆学校教育の推進について「江差町学校教育計画」

- I. 学校教育の推進について・・・・・・・・・・-4-
- II. 学校教育の目標・・・・・・・・・・-7-
- III. 江差町が目指す子供像・・・・・・・・・・-9-
- IV. 学校教育の重点推進事項・・・・・・・・・・-10-
- V. 課題解決に向けて・・・・・・・・・・-10-
 1. 幼児教育・・・・・・・・・・-10-
 2. 小・中学校教育・・・・・・・・・・-11-
 3. 家庭・地域の教育力の向上・・・・・・・・・・-14-
- VI. 学校教育の推進体系・・・・・・・・・・-15-

☆社会教育の推進について「江差町社会教育計画」

- I. 社会教育の推進について・・・・・・・・・・-16-
- II. 社会教育の基本目標・・・・・・・・・・-18-
- III. 社会教育の重点推進事項・・・・・・・・・・-18-
 - 重点目標1 青少年・家庭教育・・・・・・・・・・-19-
 - 重点目標2 成人教育・・・・・・・・・・-20-
 - 重点目標3 図書館活動・・・・・・・・・・-21-
 - 重点目標4 芸術文化活動・・・・・・・・・・-22-
 - 重点目標5 文化財・博物館活動・・・・・・・・・・-23-
 - 重点目標6 生涯スポーツ・・・・・・・・・・-24-
- IV. 社会教育の推進体系・・・・・・・・・・-26-

○江差町民憲章趣旨説明・・・・・・・・・・背表紙裏

「江差の教育を進めるために」（江差町教育推進計画）の基本的考え方

1 計画策定の位置づけ

江差町においては、将来のあるべき姿をしっかりと見据え、明日のまちづくりを確かなものにするため、平成23年度から平成32年度までの10年間にわたる第5次江差町総合計画が策定され、まちづくりの目標として10年後にめざす江差町の姿を

- 一人一人を大切にし、みんなが地域で輝いている町
- 人口減少社会の中でも、住んでいる人が、楽しく幸せを感じる町
- ちいさな幸せをコツコツとみんなで生み出す町
- 歴史や文化を大切にし、住んでいる人が郷土に誇りを持っている町
- 身の丈に合わせた行政運営が行われている町

を将来像として掲げ、町民と連携・協働のもとに計画の実現に向けて様々な取組を通し、目標に向けて着実な前進を図ろうとしています。

第4次計の10年間は、科学技術の進歩、情報化・国際化、少子高齢化・核家族化、地方分権化・価値観の多様化など、急激な社会意識の変化は枚挙にいとまがありませんでした。このことは、平成18年度に約60年ぶりに改正された教育基本法にも如実に示されており、教育総体に求められるニーズも複雑多岐にわたって変化しております。

第5次江差町総合計画の前期5年の江差町教育推進計画（平成23年度～平成27年度）においては、江差町民憲章、江差町総合計画、江差町教育目標を踏まえ、目まぐるしく変化する今日的な教育課題に的確に対応するとともに、「知恵を出し合う」ことで着実な教育を推進することを目的とし、「ふるさと教育の推進」や「小中一貫教育の取組」に一定の成果が見られました。

第5次江差町総合計画の後期5年にあたる本計画では、「江差町教育大綱」との関連を図りながら、推進計画期間のテーマは引き続き「ふるさと江差に心の向く教育の推進」とします。本計画の構成は、生涯学習社会の構築を目指す中で、幼稚園・小学校・中学校を対象とする「学校教育」と、青少年・家庭、成人、図書館、文化・スポーツ等を対象とする「社会教育」の2部とし、それぞれが独自に推進することなく、学社融合を基本として江差町の教育を推進します。

2 計画の期間

平成28年度から平成32年度 5ヶ年間

3 江差町教育目標について

● 江差町教育目標

時代や社会の大きな変革期にあっても、江差っ子や江差人にとって安定し、将来にわたって変わることのない指針となるべき教育目標は、町民憲章の精神を受け継ぐとともに町民憲章を体現する「人づくり」をめざします。

美しい自然と歴史・文化・郷土愛を受け継ぎ、

心豊かに学び、郷土江差の未来(あす)を拓くたくましい江差人づくり

●教育目標に取り組む基本方向

江差町教育目標を実現するために取り組む基本方向は、次の3項目を据え実現していくことをめざします。

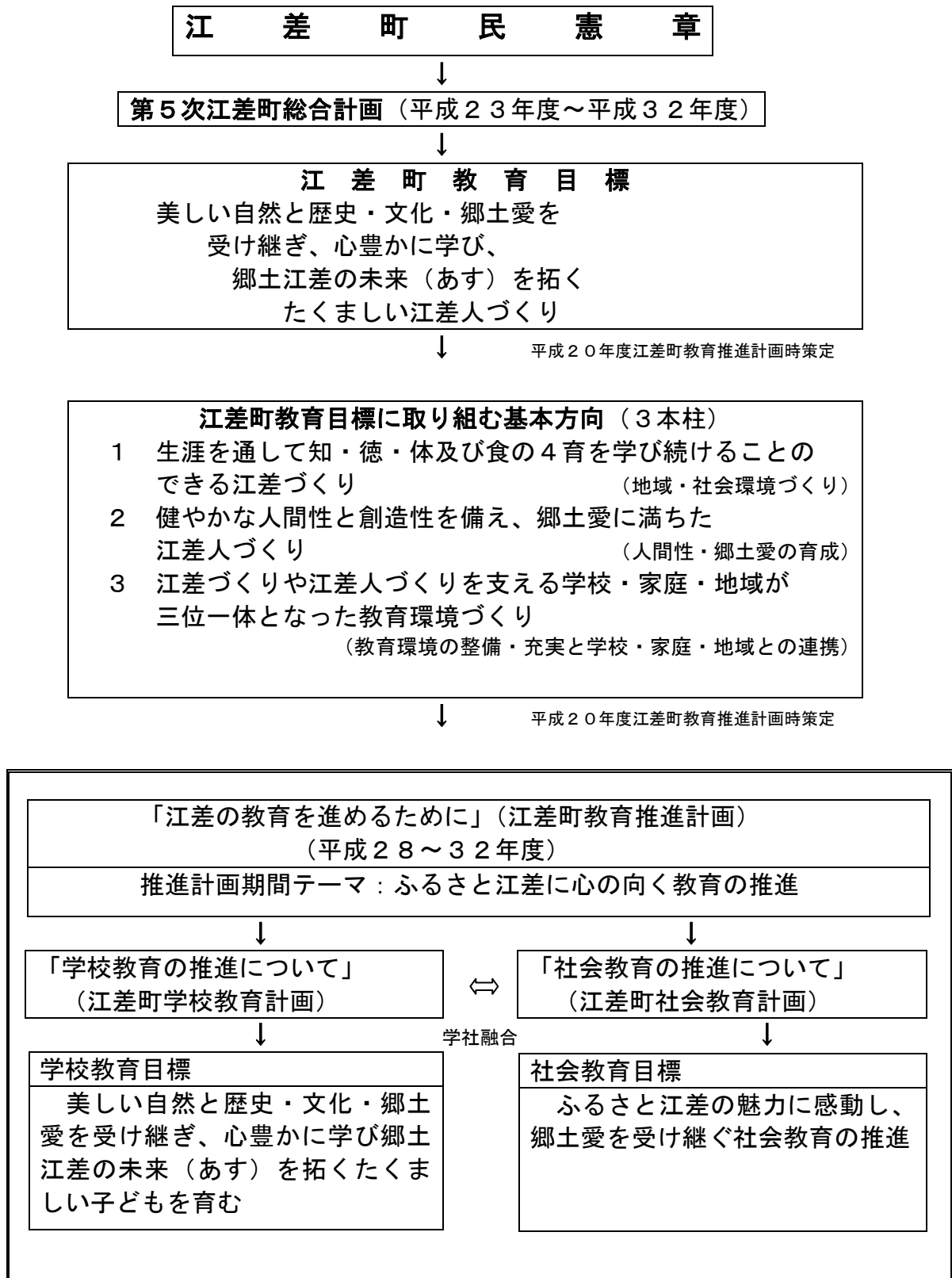
- 1 生涯を通して知・徳・体及び食の4育を学び続けることのできる江差づくり
(地域・社会環境づくり)
- 2 健やかで豊かな人間性と創造性を備え、郷土愛にみちた江差人づくり
(人間性・郷土愛の育成)
- 3 江差づくりや江差人づくりを支える学校・家庭・地域が三位一体となった教育環境づくり
(教育環境の整備・充実と学校・家庭・地域の連携)

4 推進計画期間中のテーマについて

この推進計画期間（平成 28 年度～32 年度）の様々な施策の具体的な推進において、一貫性を確保するため、次のテーマを掲げます。

ふるさと江差に心の向く教育の推進

5 「江差町教育推進計画」(江差の教育を進めるために)の体系



学校教育の推進について

「江差町学校教育計画」（幼稚園・小中学校教育）

美しい自然と歴史・文化・郷土愛を受け継ぎ、

心豊かに学び、郷土江差の^{あす}未来を拓くたくましい子どもを育む

I 学校教育の推進について

1 学校教育を取り巻く国・道の教育動向

近年、科学技術の進歩や情報化、少子・高齢化やグローバル化、さらには価値観の多様化や規範意識の低下など、社会を取り巻く環境は急激な変化をもたらし、我が国の経済・社会情勢は様々な分野で大きな変革期を迎えており、それに伴って教育に求められるニーズも多様に変化を遂げつつあります。

教育基本法の前文では、日本国民が願う理想として「民主的で文化的な国家」の発展と「世界平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために「個人の尊厳」を重んずるとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」などを規定しております。また、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身共に健康な国民を育成するという教育の目的を実現するため、今日重要と考えられる事柄を整理して「教育の目標」を規定しております。

今日、地方分権改革が進み、教育委員会が自らの主体性を発揮し、地域住民の期待・要望に応える教育行政を推進していくことが強く求められています。

このような中、平成25年1月に、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくための「教育再生実行会議」の開催が閣議で決定し、いくつかの提言を示しています。第2次提言では「地方教育行政の権限と責任の明確化」について、第5次提言では「小中一貫学校(仮称)の制度化」や「幼児教育の機会均等と質の向上」等について、また、第7次提言では「アクティブ・ラーニングの推進」や「ICT活用による学びの環境の革新」等について、示しました。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)の改正により、平成27年4月以降、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」の設置が義務付けられています。

北海道においては、社会が急激に変化する中、本道が持続的に発展し、地方創生を実現していくためには、将来を担う心身共に健やかな人材の育成が不可欠であり、子どもたちがふるさと北海道に誇りをもち、その未来を支えていける力を培うことができるように、「自立」と「共生」という北海道教育の基本理念を設定しています。

「自立」を柱とする基本理念は「自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む」とし、「共生」を柱とする基本理念は「心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む」とことと定めています。

北海道教育委員会は、平成18年に策定した「北海道教育ビジョン」に掲げる教育の基本理念及び教育目標の実現を目指し、平成25年3月に、本道教育を計画的、総合的に推進する「北海道教育推進計画(改訂版)平成25年度～平成29年度」を策定し、本道教育の推進に努めています。さらに、地教行法の規定に基づき、北海道知事と北海道教育委員会で構成する北海道総合教育会議を設置し、平成27年10月に「北海道総合教育大綱」を定めています。

2 学校を取り巻く今日的な教育課題

学校教育においては、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成を重視することが求められています。

しかし、現代の子どもたちは、社会環境の変化に伴い、学ぶ意欲や学習習慣が必ずしも十分でない状況が見られたり、体力の低下傾向が見られたりしています。また、他者への思いやりの心、人権尊重の心、基本的な生活習慣の乱れ、自尊感情や人間関係を形成する力の低下などの傾向が指摘され、いじめの問題や不登校等の生活指導上の問題行動として表出しています。さらに、テレビ・パソコンや携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、情報化の影の部分という新たな問題も生じています。

3 江差町の学校教育の現状と課題、課題解決に向けて

(1) 現状と課題

江差町においては、3校の小学校と2校の中学校の合わせて5校を配置し、これまでも、先人が築き上げた町の歴史や文化を次世代を担う子どもたちにしっかり引き継いでいくために、学社融合の基で郷土愛を育む教育を推進してきました。また、平成21年度より、江差北小学校と江差北中学校で、「小中一貫教育」を進めています。さらに、江差小学校、南が丘小学校、江差中学校の3校において、「小中連携教育」の充実に向けた取組を進めて、義務教育9年間で育む子ども像の共有化を目指しています。

江差町の子どもたちの学力は、平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査（小学校6年生：中学校3年生が対象）においては、各学校の積極的な取組とともに、「基礎学力向上対策会議」の設置等により平成27年度の結果では、基礎知識を問う『A問題』では、ほとんどが全国平均を上回る結果となっています。しかし、知識の活用力を見る『B問題』では苦手な傾向が見られ、基礎学力を確実に身に付けさせる取り組みを今後も推進してまいります。

また、全国体力・運動能力調査（小学校5年生：中学校2年生が対象）の27年度調査結果では、肥満児傾向が全国より多くなっている外は、身長と体重が全国を上回り、体力では、8種目中、握力やシャトルラン、長座体前屈など一部で全道を下回っているが他の種目は全道、全国を上回っている結果となっており、なお一層学校全体での取り組みを推進し体力、運動能力の向上を図ってまいります。

生徒指導面では、いじめの発生は年2回の調査では一定の数値が報告されていますが、全てにおいて学校全体の問題として把握し、対応を図っていることから深刻な状況になるものは極めて少なく、発生件数ゼロを目指した取り組みを推進してまいります。また、不登校の児童生徒も継続的に在校することからスクールカウンセラーなどの活用を図るとともに、家庭や関係機関との連携を強化し、その解消に努めてまいります。

特別支援教育の推進については、支援が必要な児童生徒の個別の指導計画を作成し、社会での自立を目指した教育を推進するほか、支援員の配置を進めながら障がいのある

児童生徒への適切な取り組みを推進してまいります。

(2)課題解決に向けて

江差町においては、町長が招集する総合教育会議や江差町教育大綱を踏まえ、子どもたちは、家庭・学校・地域の宝という考えの下、子どもたち一人一人に学ぶ意欲と確かな学力の定着、規範意識の醸成、体力・運動能力の向上を図るとともに、安全・安心を確保する教育行政に努めていきます。

特に、江差町の特色を生かした「ふるさと教育の充実」と義務教育9年間で子どもたちを育む「小中一貫教育の推進」の2点については、重点政策として大胆かつ柔軟な発想をもって、進めてまいります。

Ⅱ 学校教育の目標

1 学校教育目標

江差町学校教育目標

美しい自然と歴史・文化・郷土愛を受け継ぎ、

心豊かに学び、郷土江差の^{あす}未来を拓くたくましい子どもを育む

2 学校教育目標に取り組む基本方向（江差町教育目標に取り組む基本方向と同じ）

- ①生涯を通して知・徳・体及び食の4育を学び続けることのできる江差づくり
（地域・社会環境づくり）
- ②健やかで豊かな人間性と創造性を備え、郷土愛に満ちた江差人づくり
（人間性・郷土愛の育成）
- ③江差づくりや江差人づくりを支える学校・家庭・地域社会が三位一体となった教育
環境づくり
（教育環境の整備・学校・家庭・地域の連携）

3 学校教育の推進について（江差町学校教育計画）の位置づけ

江差の未来（あす）を担う一人一人の子どもの個性・長所を伸ばし、未来を創造する豊かな人間性を育み学校、家庭・地域社会、教育行政が三位一体となった学校教育を推進するため、「学校教育の推進について（江差町学校教育計画）」を策定します。

また、幼稚園・小中学校教育においては、江差町が目指す子ども像の具現化を図るため、学校教育の重点推進事項と、課題解決に向けた①幼児教育、②小・中学校教育、③家庭・地域の教育力の向上における「取組の視点」及び「推進事項」を示しています。これらをもって、江差町の特色を生かした教育を実現するための指針とします。

4 これまでの推進期間における取組状況

江差町では、町づくりの憲法ともいえる「町民憲章」に基づき、10年を節目として見直しを図る「第5次江差町総合計画」（平成23年度～32年度）を作成しています。

これまでの学校教育の推進計画については、江差町総合計画の具現化を図るため、今日

的な教育課題や時代のニーズを的確に把握し、社会の変化に対応できるよう『生きる力』の育成を重点に据え、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を三本柱とした「江差町の教育を進めるために(平成17年度～19年度)」を最初に作成しました。

「江差町の教育を進めるために(平成20年度～22年度)」においては、江差町学校教育目標を制定し、小学校の統合による教育環境等の変化に加えて、江差追分を学習活動に取り入れるなど、江差の自然・文化・歴史・人材等を生かした特色ある教育活動の推進を図りました。

「江差町の教育を進めるために(平成23年度～27年度)」においては、「ふるさと江差に心の向く教育の推進」を推進期間のテーマに設定し、特に、①文化財施設を活用した「ふるさと江差発見学習」の充実、②江差追分学習の継続、③江差北中学校校区での小中一貫教育の充実と江差中学校校区での小中連携教育の推進、④北海道医療大学との地域連携協定の締結など、江差の特色を生かした教育活動の推進を図りました。

Ⅲ 江差町が目指す子ども像

目 指 す 子 ど も 像

- 主体性・創造性に富み、個性豊かな子ども

基礎・基本の定着を図り、確かな学力を身に付けるとともに、個性や創造性を発揮し、自らの生き方を考える子どもを育みます。

- 自律性・情操性に優れ、優しく思いやりのある子ども

美しいものに感動したり、思いやりやいたわりの心を持ち、自他の生命を尊重する心豊かな子どもを育みます。

- 社会性・自主性を身に付け、進んで責任を果たす子ども

自ら考え、正しく判断し行動できるとともに、責任を持って最後までやり遂げる子どもを育みます。

- 江差を愛し、郷土の未来(あす)を切り拓く子ども

ふるさと「えさし」のよさ・特性を見つけ、先人の偉業や郷土愛を受け継ぎ、広い視野に立って新たな文化の創造と社会に貢献する子どもを育みます。

- 自ら進んで身体を鍛え、明るく元気な子ども

健やかな心と体を持ち、自らの夢や希望・目標の実現に向けて努力する活力に満ちた子どもを育みます。

Ⅳ 学校教育の重点推進事項

- ★ 子供は「江差の宝」という認識を持ち、江差の自然・文化・歴史・産業等を教育活動に生かすとともに、郷土を愛し、江差の未来(あす)を切り拓く心や態度を育てる「ふるさと江差に心の向く教育の推進」の充実
- ★ 生涯学習の礎となる「知」を育むため、学習意欲を高める指導計画や指導方法の創意工夫により「分かる授業・できる授業」を推進し、基礎・基本の定着と確かな学力の向上
- ★ いじめや不登校等のない学校風土づくりや早期発見・早期対応に努めるとともに、不審者等に対する安全・安心教育の徹底及び倫理観や規範意識の育成
- ★ 学校・家庭・地域社会が連携した、みんなですすめる「えさしっ子」運動による基本的生活習慣の定着
- ★ 自己評価の公表など、評価システムの改善や学校評議員の活用による説明責任の明確化と学校経営の質的改善。

Ⅴ 課題解決に向けて

1 幼児教育 ～幼児一人一人の人間形成の基礎を培う幼稚園教育の充実～

幼児の主体的・自発的な活動を促進するには、指導目標を明確にするとともに、指導内容・指導方法の工夫改善が求められます。そのため、経営方針や年度の重点を明確にし、幼児の遊びなど生活の姿を見取り、一人一人の発達段階に応じた支援の工夫や指導力の向上を図る研修の充実等に努めるとともに、小学校へのスムーズなつながりを見据えた連携に取り組む必要があります。

- 1) 指導の重点や指導内容を明確にした特色ある教育課程の編成・実施と評価・改善
- 2) 多様な体験を通して自ら遊ぼうとする意欲・態度の育成
- 3) 異年齢集団や小・中学校、高齢者等との交流活動による人間関係の醸成
- 4) 研究主題に基づく組織的・計画的な研修活動の充実と指導方法の工夫改善
- 5) 基本的な生活習慣の形成を目指した家庭・地域等との連携強化

2 小・中学校教育 ～家庭・地域に信頼され、魅力ある小・中学校教育の充実～

信頼される学校づくりを進めるためには、教育改革の動向や時代の要請を的確に把握し、経営方針や重点目標に明確に位置づけ、教職員の経営参画意欲の高揚と協働体制を確立する必要があります。また、研修活動や学校評価の工夫改善を図るとともに、地域の期待や要望を学校経営や教育活動に反映させ、創意に満ちた活力ある学校づくりに努めることが大切です。

1) 江差の特色を生かした教育活動の推進(推進計画の重点)

- ①学校・家庭・地域が三位一体となり、「ふるさと江差に心の向く教育の推進」の充実
- ②江差固有の地域素材(自然・歴史・文化・伝統・人材等)を生かした体験的学習や問題解決的学習等を取り入れた学社融合による「ふるさと学習」の推進
- ③地域行事や郷土芸能活動等の継承とともに、江差追分学習の実施や町内の文化財施設・歴史施設等の見学学習など、地域を知り、地域に学ぶ教育の推進
- ④江差北中校区での「小中一貫教育」の取組、江差中校区での「小中連携教育(トライアングルサポート)」の取組を推進し、中1ギャップ問題の未然防止、学びの継続による教育の相乗効果、並びに小・中学校教師間、児童・生徒間、地域・学校間の交流の推進
- ⑤大学等(北海道医療大学)専門教育機関との連携による教育の推進

2) 創意と活力に満ちた学校づくりと学力の向上を目指す教育の推進

- ①学校教育目標の具現化を目指し、経営方針や年度の重点と連動した学級・学校経営の質的改善及び江差に根ざした特色ある教育課程の編成実施と評価改善
- ②「読み・書き・計算」の反復学習やステップアップ学習等の徹底及び具体的な数値目標の設定による成果・効果が見える学習指導の工夫
- ③個に応じたTT指導や少人数指導、習熟度別指導などの指導体制・指導方法の工夫改善と自力解決をめざす家庭学習の習慣化
- ④自ら学び、考え、自力解決を図ることができる体験的活動や問題解決的学習を積極的に取り入れるとともに、指導体制・指導方法の工夫改善により満足感・成就感が体得できる授業の創造
- ⑤読解力・表現力などの学力向上をめざし、全校朝読書の継続や家庭読書の奨励とともに、読み聞かせや学校・町図書館の活用による「読書の生活化」の促進
- ⑥外国語教育及び国際理解教育の推進にあたり、国際社会において主体的に行動できる資質・能力の育成をめざし、児童生徒の発達段階や興味・関心等を踏まえた指導方法の向上と指導内容・指導体制の確立

3) 思いやりと自らを律する心を育てる生徒指導の充実

- ①いじめ・虐待や不登校、インターネットや携帯電話の使用にかかる出会い系サイトなどの問題行動の未然防止や、早期発見・早期解決のための研修会等による実践的な指導力の向上
- ②児童生徒一人一人が自己存在感や自己有用感が実感できる教育活動の充実
- ③心の内面の共感的な理解を基盤に、日常生活への適応を図る教育相談の充実
- ④学校・教育委員会・町による「ミニネットワークケース会議」の開催や、江差町要保護児童対策協議会などの関係機関との行動連携による情報共有と内容充実
- ⑤児童生徒理解を深める『子ども理解支援ツール「ほっと」』の実施と分析（北海道医療大学との連携）

4) 豊かな人間性の育成を目指す道徳教育の充実

- ①全体計画・年間指導計画に「命の大切さの学習」を位置付けるとともに、地域素材や人材を生かした体験的活動などの心に響く道徳教育の推進
- ②多様な価値観に気づかせる指導方法・指導過程の評価や、家庭・地域との連携による基本的生活習慣の確立及び倫理観や規範意識・自尊感情の育成
- ③魅力的な資料の選択及び江差の歴史・文化・伝統などを生かした自作の読み物資料等の開発
- ④各学校における道徳の授業の充実及び、授業参観で授業を公開する等、学校の取組についての保護者理解への啓発

5) 健やかな心と体を育てる健康・安全教育の充実

- ①食事や睡眠、テレビ・ゲーム・パソコン・携帯電話利用時間などの基本的な生活改善のための、学校と家庭・地域が一体となった取組の推進（みんなですすめる「えさしっ子」運動）
- ②どさん子元気アップチャレンジを活用するなど、体育（保健体育）学習の一層の充実及び授業以外の体力向上への取組の推進
- ③運動公園や町民プール、学校施設の解放など、運動の楽しさが体得できる教育環境を生かし、学社融合による「運動の生活化」の奨励
- ④スクールカウンセラーや関係機関と連携を図り、心の悩みなどを気軽に相談できる教育相談体制の整備
- ⑤教職員の共通理解による危機管理意識の高揚を図るとともに、交通事故・自然災害や学校管理下における事故等に対する学校安全計画の整備・充実
- ⑥体育教師・養護教諭や学校保健教育関係機関等の連携による「江差町の子供の健康づくり推進会議」活動・推進
- ⑦薬物乱用防止対策等の充実や正しい性知識を得るための性教育の推進

6) 教育的ニーズに応じて自立・社会参加を促す特別支援教育の充実

- ①特別な支援を必要とする児童生徒についての理解と指導力の向上ならびに啓発
- ②児童生徒一人一人に必要な個別の指導計画・支援計画の改善や指導形態・指導方法の創意工夫
- ③定期的に「特別支援教育活動日」の設定など、全校挙げての支援体制の確立や校内委員会・コーディネーターの資質の向上を図る研修会等の開催
- ④保育園、幼稚園、各小中学校の現状・課題の共有と連携を図る「江差町特別支援教育連絡会議」の充実
- ⑤特別支援教育の充実のための支援員の配置・充実
- ⑥特別な指導を必要とする児童生徒の就学先や、就学後の支援内容について、保護者と相談を行うなど、就学指導の充実

7) 校内研修の充実と教職員の資質の向上

- ①学校課題の解明など、日常実践に結び付く具体的な研究主題の設定や研究仮設・研究の方向性を明確にした研究計画の立案
- ②教師の研究課題意識や研究意欲に基づき、一人一人の特性・専門性を生かした研修体制の確立及び授業の質的改善を図り、実践的指導力を高める校内研修の推進
- ③学校として授業改善の方向を明らかにするため、授業評価項目の作成と、授業評価の実施
- ④ライフステージに応じた研修により、学校力・教師力の向上を図るとともに、児童生徒の変容が分かる実践記録の累積化
- ⑤町内全校が自校の研究について成果と課題を発表する「公開研究会」の実施
- ⑥各学校や個人の研究成果を北海道公立学校教育課程実践研究論文等への応募
- ⑦研究会、研修会等への積極的参加

8) 教育環境の整備・充実

- ①校舎内外の環境美化・整備などの維持管理及び学習指導要領へ対応した教材・教具の充実
- ②江差北小・中学校の児童生徒の安全確保のためのスクールバスの継続運行
- ③教職員住宅などの補修・整備等の計画的な推進

3 家庭・地域の教育力の向上 ～江差に生き、江差と歩む「江差っ子の育成」～

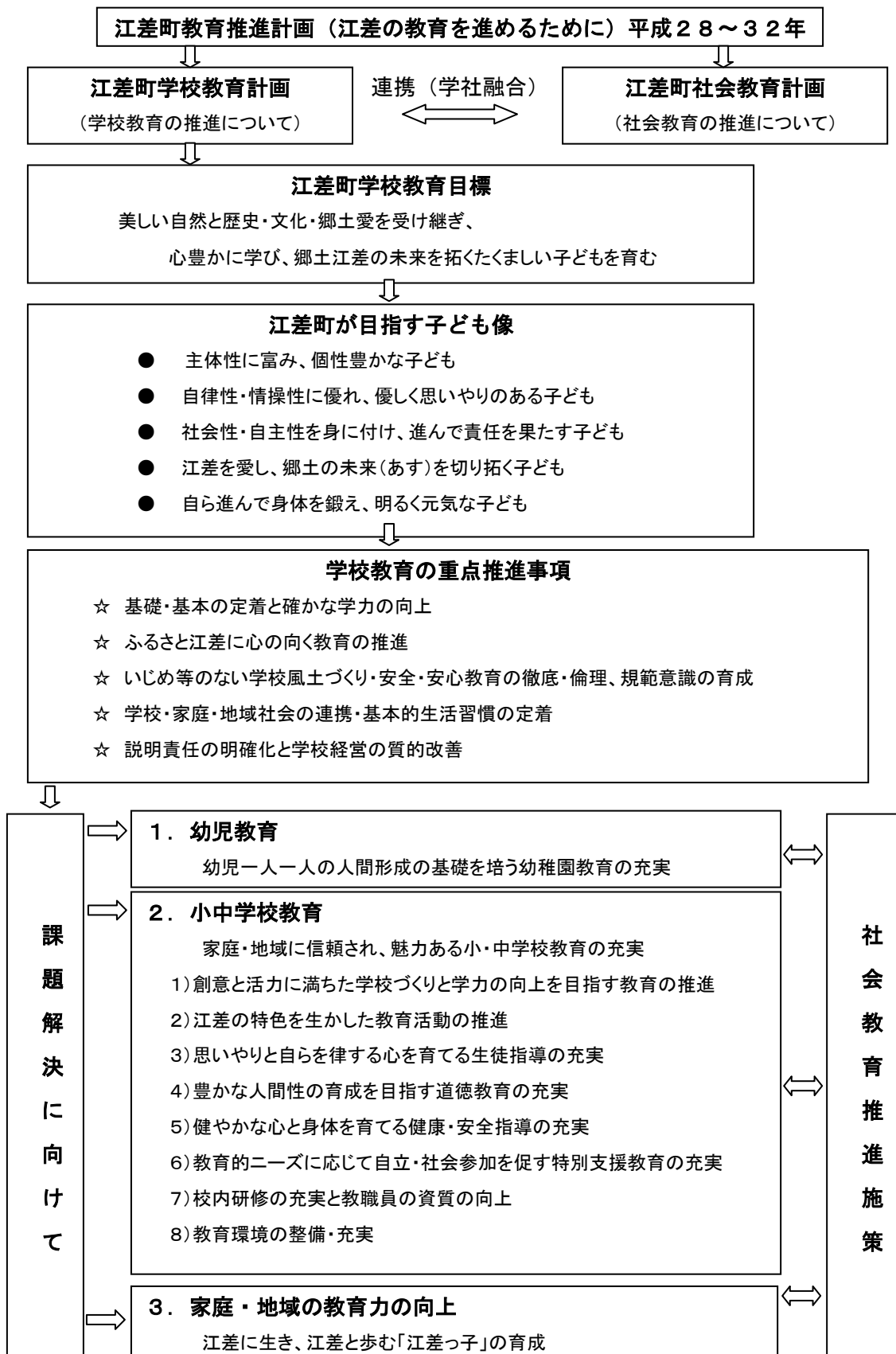
少子・高齢化の進展により家庭・地域の教育力の低下が叫ばれて久しい。

今の保護者は「我が子意識」が強く、学校への要望・期待は厳しいが、過保護や無責任による基本的生活習慣の乱れと規範意識・倫理観の欠如も見られます。

そのため、学校の経営方針や重点等への理解を求めて透明性を高めるとともに、家庭や地域の願いや期待を学校経営や教育活動に反映させることで、教育力の向上を図る必要があります。

- ①教育目標や年度の経営方針・重点の進捗状況や児童生徒の変容など、啓発情報のきめ細かな発信及び保護者の願い・要望が反映する学級・学校経営の質的改善
- ②学校・家庭・地域の「宝」である江差っ子の育成のため、みんなですすめる「えさしっ子」運動（「あいさつ」「早寝・早起き・朝ごはん」「テレビ・ゲームのきまり」）による家庭・地域の教育力の向上
- ③「自由参観日」や「参観日強調週間」の設定や「授業の到達目標・見どころ」の提示など、参観日の持ち方の工夫及び保護者にとって有意義な懇談内容の改善
- ④学校の自己評価や保護者アンケートの公表など、評価システムの改善・充実を図るとともに、学校評議員制の効果的運用により、「説明責任」を果たし、家庭や地域の要望や期待を学校経営・教育活動に反映させることで信頼され、透明性のある学校づくり
- ⑤江差北小学校・江差北中学校の「学園制」・「小中一貫校（義務教育学校）」及び全校でのコミュニティスクール導入に向けた検討
- ⑥奨学金制度や各種扶助制度による家庭に対する経済的支援

VI 学校教育の推進体系



社会教育の推進について

「江差町社会教育計画」

ふるさと江差の魅力に感動し、郷土愛を受け継ぐ社会教育の推進

I 社会教育の推進について

1 社会教育を取り巻く国・道の動向

平成 18 年に改正された教育基本法において、「国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を図ることを生涯学習の基本理念として明記し、各関係機関や様々な団体等において活動の推進が図られています。

今日の少子高齢化、高度情報化、国際化・グローバル化等による社会の急激な変化は、人々の生活そのものに大きな変化をもたらし、家庭機能の縮小、地域コミュニティの変質、人間関係の希薄化等から生じる新たな教育課題が生まれ、そのことへの対応が、教育、特に社会教育には求められてきています。

北海道教育委員会では、「北海道教育ビジョン」（平成 18 年 10 月策定）において、教育の基本理念として、「自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む」（自立）ことと、「心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む」（共生）を柱として活動を展開しています。

また、平成 27 年 2 月に策定された「第 3 次北海道生涯学習推進基本構想」では、生涯学習の今日的な意義・役割として、職業上の能力向上などによる自己実現や、生きがいとゆとりある充実した生活を創出するために行うほか、学習活動を通して「人や地域社会とのつながりをもたせる」こと、「子ども達の育ちを支える」こと、「地域の活性化へ寄与する」ことが新たに求められており、様々な機関・団体等が同じ方向を向いて活動に取り組めるよう目指す姿を「社会で生きる力を身に付け、持続可能な潤いあるふるさとづくりを進める社会」と掲げました。

2 江差町の社会教育の現状と課題

江差町では、第5次江差町総合計画（平成23年度～平成32年度）において、「次代を担う人たちが夢を持てる江差」を将来像として掲げ、町民と連携・協働のもとに計画の実現を目標としています。

教育委員会においても、この第5次計画との整合性と江差町教育目標である「美しい自然と歴史・文化・郷土愛を受け継ぎ、心豊かに学び、郷土江差の未来を拓くたくましい江差人づくり」を推進するため、平成23年度からの5カ年の期間テーマを『ふるさと江差に心の向く教育の推進』として、青少年教育・家庭教育、成人教育、図書館活動、芸術文化活動、文化財・博物館活動、生涯スポーツの6分野において、重点目標と推進項目を定め、地域に根差した社会教育活動を推進して参りました。

江差町はこの期間中、過去に経験したことがない厳しい財政運営が続きました。そのような制約がある中でしたが、江差固有の学習素材や資源を活かしながら町民一人ひとりが郷土愛を感じ、自主的・主体的に地域の活動や学習に、積極的に取り組む環境づくりを図って参りました。

一方で、個別には次のような課題とその対策が必要であると総括しました。

- 江差の子どもたちが、今以上に「ふるさと江差」の魅力を再認識するための学社連携強化
- 「みんなで育てる・え・さ・し・っ子」運動を前進させながら今まで以上に家庭や地域の教育力を高めるための事業展開
- A L T の力を活かした取り組みに加え近隣関係機関と連携強化による国際理解教育を強化
- 「シニアカレッジ江差学園」をより魅力的な学びの場となるような検討
- 市街地を離れた地域住民が学ぶ環境づくり
- 児童・生徒や体の不自由な方々、また図書館から遠隔の住民に対するサービスの充実に向けた移動図書館車の活用
- 住民が今借りたい本を予約し仕事を終えた時間帯でも受け取れる環境づくりとして図書館蔵書検索システム導入に加え、開館体制の再構築
- 「歴史文化基本構想」策定後において文化財を活かしながら保存伝承するための民間団体のサポート・育成などについて具体的な検討
- 江差町文化会館を活用し児童生徒はもとより多くの地域住民が本物の舞台を堪能できる場の創出
- 運動公園や水堀プールなど施設の機能維持に向けた点検整備強化
- 運動施設機能を活かした合宿誘致や町民利用拡大に向けた事業展開

このような個別課題を整理しながら、平成28年度からはじまる教育推進計画は、第5次計画の後半の5カ年と同期間であることから、整合性を図ることと、江差特有の歴史・文化や自然、風土を大切にしながら「ふるさと江差」を将来に継承していくため、町民一人ひとりが自らの「ふるさと」として更に強く実感できるように、住民相互のつながりを深め、地域づくりに取り組む「人づくり」を目指した社会教育活動の進展に努めて参ります。

Ⅱ 社会教育の基本目標

「江差町民憲章」を理想のまちの姿として、豊かな自然、伝統文化の継承、歴史的背景に裏付けられた地域の連帯感といった「ふるさと江差」の魅力を再認識し、これらを将来に継承していくため、町民一人ひとりが郷土愛に目覚め、地域課題に関心を高め、自主的・主体的に地域の活動や学習に積極的に取り組む人づくりを目指すため、次のとおり江差町社会教育目標を定め推進に努めます。

江差町社会教育目標
ふるさと江差の魅力に感動し、郷土愛を受け継ぐ社会教育の推進

Ⅲ 社会教育の重点推進事項

社会教育目標の具現化のため、①青少年・家庭教育、②成人教育、③図書館活動、④芸術・文化活動、⑤文化財・博物館活動、⑥生涯スポーツの6分野において、重点目標と推進項目を定め、魅力ある社会教育を推進します。

- 1 子どもたちの夢を育み、地域全体で支える青少年・家庭教育活動の充実
- 2 活気があり、人々が支え合い安心して生きる成人教育の充実
- 3 学び続け、自らを高め、明日を拓く読書推進活動の充実
- 4 ふるさと江差の文化を高め、心豊かに生きる芸術文化活動の充実
- 5 ふるさとの遺産を伝えて活かす文化財・博物館活動の充実
- 6 健康で楽しく、さわやかに生きる生涯スポーツの充実

重点目標１ 青少年・家庭教育

◆子どもたちの夢を育み、地域全体で支える青少年・家庭教育活動の充実◆

青少年期は、社会の担い手として生活の基盤を確立し、公共への参画を通して社会へ貢献するとともに、能力や適性等に応じて国の内外に活躍の場を広げていく時期です。子供たちが生涯学習の実践者として自ら学び、健やかに成長するためには、それを周りの大人が支えることや、学校・家庭・地域が連携・協力して守り育てていくことが重要です。

また、今日における少子高齢化や高度情報化などの社会の変化は、子どもたちの生活体験や自然体験の機会を減少させ、社会性の未発達やコミュニケーション不足による人間関係の希薄化の要因の一つとされています。

このような観点から、江差町においては、成長段階ごとの特性及び課題に対応するため、江差町の特色や素材等を生かした体験活動の充実、家庭や地域、関係機関のつながりを深めた子供たちの安全対策や生活習慣づくりの向上に向けた活動を展開します。

推進目標１ 江差の特色を活かした青少年教育の充実

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
郷土の自然や文化、歴史に感動する学習活動、体験機会の充実	特色を活かした（親子）体験活動の提供	・冒険王クラブ活動（各種体験活動への挑戦）
ふるさとの一員として郷土愛を実感できる機会の拡充	学社融合による郷土愛を育む機会の提供	・少年ふるさと学習（追分他） ・いにしえトーク ・新成人を祝う会
各種団体、組織などの活動を活用した体験、世代間交流機会の充実	学社融合、関係機関との連携	・スポーツ少年団、こども会活動等の支援 ・スキー、プール授業の支援
	豊かな心と社会性を養う機会の提供	・少年の主張 ・異文化体験（国際交流） ・世代間交流（シニア） ・子どもの居場所づくり

推進目標２ 青少年健全育成のための安全安心な環境整備

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
学校・家庭・地域が一体となった青少年健全育成活動の充実	江差町青少年健全育成会議の充実	・各中学校区健全育成活動の支援 ・スクールガード、見守り活動の充実 ・子ども110番の家との連携 ・家庭教育サポート企業との連携

推進目標３ 子どもの生活習慣づくりと子育て支援の充実

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
家庭・学校・地域の教育力の向上	家庭・学校・地域との連携	・早寝、早起き、朝ごはん活動の推進 ・みんなで育てるえ・さ・しっ子運動の定着
家庭の教育力を高める学習機会の充実	子育てに関する学習機会の提供	・家庭教育支援事業 ・PTA研究大会との連携
子育て支援環境の充実	子育て支援施策との連携	・関係団体、組織事業との連携 ・子育て推進計画との連動

重点目標2 成人教育

◆活気があり、人々が支え合い安心して生きる成人教育の充実◆

生涯学習には、地域の課題を住民が主体的に解決するなど、これまで以上に地域づくりに寄与することが期待されていることから、住民が地域の諸課題を自らのこととして捉え、解決に向けて行動化するための学習を活発化させるため、町内にある自然や文化、産業、食や観光資源などを再認識する機会や、課題を学ぶ機会、更には学びの成果を生かす機会の提供が重要とされています。

これまでの活動の中で浸透してきた「いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる」から一歩踏み出し、「学びを行動へつなげる」、「子供たちの学びを広げ、支える」、「地域のよさや課題を学ぶ」という見方に立って、一人ひとりが主体的に学び、その成果を生かすことによって更に学びを深めることが大切です。

江差町においては、地域指導者として担い手を育成するにあたり、退職間もない世代や高齢者の社会参画が非常に重要な位置を占めております。これまでのシニア世代の学習機会の提供のほか、多くの成人の皆様が、自らの求めに応じた学習を生涯に渡って継続できる意欲と習慣を身につけるための環境づくりが必要です。

このため、行政、社会教育関係団体、シニアカレッジ江差学園等を中心として活動を展開するとともに、郷土の魅力の再発見のための「江差学」など、町民の学習機会を積極的に支援してまいります。

推進目標1 現代的課題に対応する学習活動の拡充

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
多様化、高度化する学習ニーズに応える学習、活動環境の充実	各種団体、組織との連携	・社会教育関係団体の支援 ・江差町文化協会活動の支援 ・江差町体育協会活動の支援 ・町内学習情報の共有化による関係団体への情報提供
中高年、高齢者の学習機会、世代間交流機会、社会参加の充実	成人を対象とした学習環境の充実	・シニアカレッジ江差学園の推進 ・えさしスクール

推進目標2 地域住民が支えあい学びあう地域活動への参加

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
ボランティア活動への支援	ボランティア精神の醸成	・広報、啓発活動の充実 ・ボランティア団体への支援
協働のまちづくりの実践	地域課題の把握と実践	・町内会及び各種団体、組織との連携 ・公共施設等の有効活用 ・江差学の推進
国際交流の推進	国際理解教育の推進	・語学力向上に向けた事業の展開 ・近隣地域、関係機関との連携交流

重点目標3 図書館活動

◆学び続け、自らを高め、明日を拓く読書推進活動の充実◆

生涯学習社会において、住民の学習活動を支え、教養を高め文化の向上に寄与し、また、社会情勢の変化に伴い人々が直面する課題や多様化する知的要求に応えられるよう図書館の機能を充実させることが必要です。

住民は図書館の利用を通じて学習し、情報を入手することで、文化的なうるおいのある生活を営み、この町に暮らして良かったと実感することができます。

平成24年に文部科学省告示で図書館の健全な発展に資することを目的として「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が示されました。

江差町ではこの基準に沿い、従来からの取組を更に充実させ、読書推進のため資料収集・提供、全域サービス、地域活動や文化活動支援の進展を図り、利便性の向上や利用者サービスの質的・量的向上をめざします。

誰もが気軽に利用できる公共施設である特性を生かしながら、地域の様々な機関や団体と連携し、住民生活に必要とされる図書館の運営に取り組んでまいります。

推進目標1 資料の収集・提供に向けた環境づくり

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
資料、情報の収集	学習要求に応じた資料と郷土の特色を生かした資料の整備	・江差追分、開陽丸、北前船関係資料収集 ・利用者ニーズに対応した資料収集
学習支援、レファレンス機能の充実	道立図書館他との相互貸借	・図書館ネットワークによる相互貸借
	地域活動、文化活動支援	・連携事業 ・住民協働の文化活動
読書環境整備と利用促進	利便性向上	・開館時間延長 ・検索システム導入
	利用促進	・テーマ展示、読書週間、年末特別貸出、広報活動 他

推進目標2 全域サービスの充実

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
移動図書館車運行	移動図書館車による通年全域サービス及び機動力を生かしたサービス展開	・移動図書館 ・ニーズに合わせた臨時運行
移動図書館車整備	高齢者利用促進	・車両更新の検討

推進目標3 すべての世代への読書推進

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
ブックスタート及び関連事業	関連機関との連携による読書機会の提供	・ブックスタート 両親学級 読み聞かせ会 クリスマス会 子育て支援
学校との連携	学校図書館との相互協力	・調べ学習 利用体験 団体貸出 ブックトーク 図書館利用教育
高齢者等へのサービス	高齢者・障がい者にも利用しやすい環境や資料の整備	・大活字本の収集 ・図書館利用支援

重点目標4 芸術文化活動

◆ふるさと江差の文化を高め、心豊かに生きる芸術文化活動の充実◆

平成27年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」では、人口減少社会が到来し、特に地方では過疎化や少子高齢化等の影響から、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されているとしています。

この対応として、文化芸術や歴史等を地域資源としての戦略的活用、地域の特色に応じた取り組みの展開によって活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創世の実現を図ることが必要とされています。

江差町においても、文化芸術をはじめとするサークル活動の停滞の要因として担い手不足は否めず、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことで、その魅力や素晴らしさを伝え、活動の活性化を図らなければなりません。

特に、子供たちへの舞台芸術等の鑑賞機会を提供することで、感情や情緒を育み、創造的で、個性的な心の働きを豊かにするための情操教育に努めます。

推進目標1 文化芸術活動に対する支援

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
芸術文化活動への支援	文化団体の育成と支援	・ 江差町文化協会活動支援 ・ 社会教育団体活動支援
	自主的活動支援	・ みちくさ事業 （ギャラリー・コンサート） ・ 江差町文化祭 ・ 伝統文化こども伝承事業 ・ 関係団体への事業参加支援

推進目標2 芸術文化に親しむ機会の充実

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
舞台芸術などの鑑賞機会の充実	舞台公演の誘致・実施支援	・ 各種巡回公演 ・ 芸術鑑賞会の開催 ・ 定期イベント開催支援

推進目標3 芸術文化環境の整備充実及び文化会館の利用促進

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
大規模コンベンション誘致等による施設の有効活用	施設の利用促進	・ 各種大会等開催誘致 ・ 軽スポーツ等への施設開放
芸術文化環境の管理運営	日常的な管理運営の充実	・ 指定管理者制度導入による貸館業務充実
施設管理の充実	舞台環境の維持	・ 舞台吊物・音響・照明の補修維持
	文化会館施設の維持	・ 各種法定点検維持 ・ 施設老朽箇所の補修

重点目標5 文化財・博物館活動

◆ふるさとの遺産を伝えて活かす文化財・博物館活動の充実◆

江差町には、豊かな自然や、先人たちから受け継いできた文化など、様々な遺産があります。私たちは、これらの遺産を次世代へと引き継いでいくことが求められ、関係者も努力をしていますが、個別の活動では難しい状況です。

全国的に見られるこのような現状を認識した上で、国は平成27年5月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針 ―文化芸術資源で未来をつくる―（第4次基本方針）」を閣議決定しました。

この方針では、文化財の保存・活用、次世代への継承、地域振興や観光・産業などへの活用を図ることが謳われ、「歴史文化基本構想」策定や「日本遺産」制度が紹介されています。さらに、博物館施設が地域の生涯学習活動や観光などの拠点として活用され、地域ブランドづくりの場としてその役割を発揮することが掲げられています。

よって、文化財・博物館活動は、「ふるさとの遺産を伝えて活かす文化財・博物館活動の充実」を重点目標と設定し、町民と行政の活動を連携する新たな組織の立ち上げなどを想定しながら、文化財保護・活用のマスタープランをとしての「江差町歴史文化基本構想」策定を行い、「日本遺産」への認定を目指すなど、以下の推進項目に副った活動を中心に組み込んでまいります。

推進目標1 遺産を集めて調べる

推進項目	施策の方向性	施策名
遺産を集めて調べる	伝えて活かすべき遺産を集めて調べる	・資料収集と調査

推進目標2 遺産を守る

推進項目	施策の方向性	施策名
遺産を守る	伝えて活かすべき遺産を守る	・文化財の修理・保護

推進目標3 遺産を活かす

推進項目	施策の方向性	施策名
遺産を活かす	遺産を地域振興などの活用 に供する	・文化財の活用 ・「江差町歴史文化基本構想」の策定 ・「日本遺産」への認定 ・展示と教育普及 ・江差学 ・ふるさと江差発見学習

重点目標6 生涯スポーツ

◆健康で楽しく、さわやかに生きる生涯スポーツの充実◆

スポーツは、すべての国民にとって人格形成、体力向上や健康長寿の礎であるとともに、地域活性化や観光などの観点からも高い波及効果を有しています。明るく活力ある社会を形成していく上で、国民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会への環境づくりが求められています。

江差町では、生涯スポーツ社会の実現に向けて、道南圏を代表する運動公園施設や全国的な知名度を持つマリナーといった施設を有していますが、マリナーでは海洋性スポーツ指導者の育成、その他各施設では老朽化など、既存施設を安全にかつ有効に活用するための方策が課題となっています。

また、北海道は全国平均と比較して、運動をほとんどしない子供の割合が高いことや肥満児の割合が高いこと、テレビの視聴時間が長いなど日常の運動を含めた生活習慣にも課題が見られ、子供たちが継続的に運動やスポーツ、外遊びを行うことができる機会の確保が体力向上策として重要視されています。

昨今の個人趣向の高まりや少子高齢化によって、少年・成人スポーツ団体も会員の減少傾向にある中で、自分の空き時間で気軽に運動できるウォーキングやパークゴルフ愛好者が増加傾向にあり、それぞれのライフスタイルにあわせた健康維持・増進が図られています。

このような現状から、スポーツ施設環境全体を再点検するとともに、スポーツを通して健康で心豊かな人材を育成し、潤いと活力ある地域づくりを目指します。

推進目標1 生涯スポーツの推進

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
生涯各時期に応じたスポーツの普及	生涯スポーツの基礎を養う少年スポーツ機会の提供	・夏休み子どもスイミングスクール ・冬休み子どもスキーレッスン
	健康的な生活習慣を養う成人スポーツの推進	・マイスポーツの奨励、推進 ・スポーツ団体等活動支援 ・健康推進分野との連携
	スポーツを通じた地域間、異世代交流の充実	・スポーツ少年団交流大会 ・檜山管内スポーツフェスタ ・体協まつり ・マスターズ陸上 ・軽スポーツの普及、交流
地域の特色を生かしたスポーツの普及	マリリン、スノースポーツの普及、定着	・江差カップオープンヨットレース ・スノースポーツ普及事業 ・体験機会の提供、支援
学校体育授業及び部活動への支援	子ども達のスポーツ環境充実	・学社融合スキー授業 ・部活動への支援 ・海洋性スポーツ体験活動支援

推進目標２ 生涯スポーツ環境の整備・充実

推 進 項 目	施策の方向性	施 策 名
スポーツ活動の指導体制 確立とスポーツ団体の育 成	スポーツ指導者の育成と確 保	・ スポーツ推進委員 ・ スポーツ少年団認定員養成 ・ マリンスポーツ指導者育成
	スポーツ団体の育成	・ 江差町体育協会 ・ 江差町スポーツ少年団本部
スポーツ施設の管理運営	スポーツ施設の管理運営及 び支援	・ 江差町民運動公園 ・ 水堀町民プール ・ 朝日町民体育館 ・ パークゴルフ場
	スポーツ施設の整備	・ スポーツ施設修繕
	スポーツ施設安全性の充実	・ A E D設置と更新 ・ 普通救命講習会の開催
スポーツ施設の有効活用	スポーツ活動への支援	・ 学校体育館開放事業 ・ まなびっくとの連携 ・ 開陽丸青少年センターとの連携
	スポーツ合宿、大会などの 誘致、受け入れ	・ 地域の特色や施設の専門性を生 かした合宿、大会誘致

Ⅳ 社会教育の推進体系



江 差 町 民 憲 章 趣 旨 (昭和 53 年 7 月 1 日)

江差町の将来への指標とする江差町民憲章の意義について、趣旨を付して解説するものです。

江差町民憲章

(前文) わたしたちは、追分のまち、北海道の心のふるさと江差に住む町民です。
美しい自然と先人の偉業や郷土愛をうけつぎ、町民としての誇りと責任を自覚し、
健康で明るく住みよいまちにするために、この町民憲章を定めます。

(趣旨)

わたしたちのまち江差は、北海道夜明けの地として、美しい自然環境のなかで、先人の偉業や郷土愛をうけつぎ歴史と伝統を大切にし、人情こまやかなまちとして発展してきました。
この江差をさらに、檜山の政治・経済・文化のまちとして、人間性ゆたかな住みよいまちに築きあげたいものです。

そして、国内はもとより、広く世界にも目をむけて、大きく飛躍していくよう、若い力をのばすことが大切です。

わたしたちは、この町民憲章をかかげ、町民としての誇りと責任をもち、力を合わせて実践したいものです。

(本文)

1 自然を生かす、きれいなまち江差

(趣旨)

江差は、朝日輝く緑の山、あすなる指さす青い空、日本海に夕日に映える鷗島をもつ自然公園のなかにあるまちです。

この美しい自然を守り、災害を防ぎ、環境をととのえてきたわたしたちです。

わたしたちは、恵まれた自然を生かし、清潔で安全な環境をつくり、緑と花につつまれたきれいなまち江差をつくります。

1 健康で働く、たくましいまち江差

(趣旨)

江差は、からだを鍛え、スポーツを楽しみ、喜びをもって働くことのできるまちです。

家庭や職場のなかで仕事に励み、健康で充実した生活をめざしてきたわたしたちです。

わたしたちは、このような生活が、江差の繁栄のもとになることを考え、和やかな家庭を築き、特色ある産業をのばし、活気のあるたくましいまち江差をつくります。

1 親切で助け合う、あたたかいまち江差

(趣旨)

江差は、心やさしく助け合い、人情こまやかといわれているまちです。

お年寄りや隣人、旅の人たちにいたわりと親切をつくしてきたわたしたちです。

わたしたちは、このような心や態度をいっそう深め、社会福祉を充実して、人間を大切にし、若い人には希望、お年寄りには安らぎのあるあたたかい江差をつくります。

1 文化を高める、ゆたかなまち江差

(趣旨)

江差は、古い歴史をもち、多くの文化財と特色ある郷土芸能を保存しているまちです。

これらの文化遺産を大切にし、人間性ゆたかな生活文化を高めてきたわたしたちです。

わたしたちは、すぐれた伝統をうけつぎ、ゆたかな情操を養い、教養を深め、若い力をのばして、文化の香りあふれるゆたかな江差をつくります。

1 あすをひらく、のびゆくまち江差

(趣旨)

江差は、北海道開発の先駆的役割を果し、「江差の五月は江戸にもない」といわれたほど、にぎわったまちです。

先人の英知と努力をうけつぎ、広い視野で郷土の発展につとめてきたわたしたちです。

わたしたちは、互いの立場やきまりを尊重し、創造性を培い、みんなで語り、力を合わせたのびゆくまち江差をつくります。

(引用：江差町史 第十一巻 通説五)



江差町教育委員会 事務局（学校教育課）

住所 〒 043-8560

檜山郡江差町字中歌町193番地-1

TEL (0139) 52-1059 FAX (0139) 52-0234

<http://www.hokkaido-esashi.jp/>

E-mail: gakkyou@hokkaido-esashi.jp

江差町章 江差(エサシ)を図案化したもので菱形の「エ」は無限の発展を示し、「サ」を4個円型に配して円満と団結を表現したものである。